

あなたも私も必ずかぶろう 命を守るヘルメット！

道路交通法の一部改正(令和5年4月1日施行)により、
全ての自転車運転者の、乗車用ヘルメット着用が
努力義務化されました。

自転車乗車中に交通事故によって亡くなった
半数以上の方が**頭部に致命傷**を負っています。



自転車に乗る時は いつも一緒。



兵庫県出身
武田訓佳さん

三木市・三木警察署・三木交通安全協会



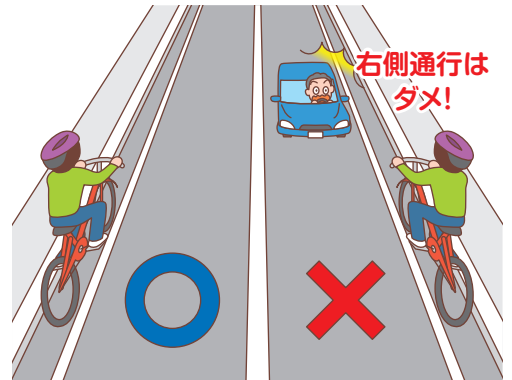
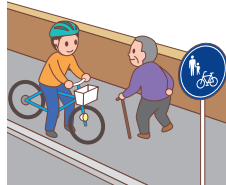
自転車安全利用五則

知っていますか？

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路標識で認められている場合などは、例外として普通自転車で歩道を通行することができます。
ただし、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行しなければいけません。

※普通自転車…車体の大きさ・構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車のことをいいます。



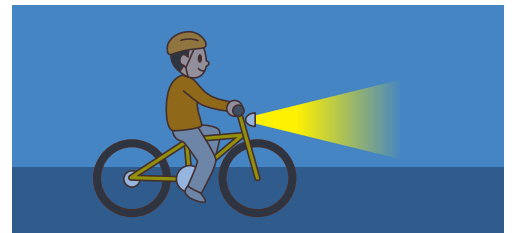
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では、他の車両や歩行者に注意して、安全に進行しなければいけません。



3 夜間はライトを点灯

夜間、ライトを点灯しないと前方の安全確認が十分できません。
車や歩行者からも見えにくく、事故の原因にもなります。



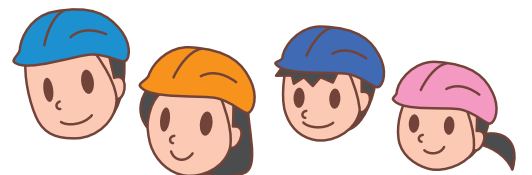
4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。
自動車と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。



5 ヘルメットを着用

自転車事故の致命傷は頭部の損傷が大半を占めています。
すべての人が、命を守るヘルメットを着用しましょう。



～自転車は車のなかまです～

交通ルールを守って、みんなで交通事故防止！！